

令和7年12月25日開催

新庄市農業委員会第31回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年12月）議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日（木）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊藤 和彦
15番 三原 幸一	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	

4. 欠席した委員（2名）

16番 星川 秀男	17番 星川 豊
-----------	----------

5. 議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 113 号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 114 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 4 | 議案第 115 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について |
| 日程第 5 | 議案第 116 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
（賃借権移転） |
| 日程第 6 | 議案第 117 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
（農地中間管理機構買入分） |
| 日程第 7 | 議案第 118 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
（農地中間管理機構売渡分） |
| 日程第 8 | 報告第 85 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 9 | 報告第 86 号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 10 | 報告第 87 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第31回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は17名です。欠席通告者は16番星川秀男委員と17番星川豊委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第31回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番森良一委員と18番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第113号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで5番指村貞芳委員、6番森良一委員及び8番奥山久委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

(指村貞芳委員・森良一委員・奥山久委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第113号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区25件、稲舟地区20件、萩野地区31件、八向地区22件、計98件ございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権が70件、所有権移転が7件、使用貸借権が21件でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

総数で98件ある個別議案のうち一部の案件72件分についてご説明します。内訳は農用地利用集積計画の更新が55件、経営移譲年金受給に係る再設定が17件でございます。いずれも12月22日までに現地調査は終了しています。

農用地利用集積計画ですが、法改正に伴い、本年4月以降にて期間満了を迎えた計画については、新たな集積計画の作成による更新ができなくなりました。更新する場合は、農地法または農用地利用集積等促進計画のどちらかで利用権設定をしなければならなくなつたため、今回は農地法で利用権設定を行いたいとする申請が55件に上ったということになりました。

次に経営移譲年金に係る使用貸借の再設定の案件についてご説明します。この夏に事務局が農業者年金受給者を対象に使用貸借権の再設定状況を確認し、特定対象処分農地の制約が外れる方に順次手続きのご案内をしました。この案内による申請が今回は17件あったということです。なお、今回分ではほぼ、再設定の手続き漏れは解消となりました。事務局からの説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの事務局からの提案に従い、総数98件から一括説明された72件を除いた26件分について、担当委員に現地調査の結果について報告をお願いすることとしてよろしいですか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。それでは担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

議案第113号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2番につきまして12月21日に調査確認しました。現在譲受人が耕作している農地で今回譲渡人から所有権移転の話となり、売買することになったそうです。こちらは農地法第18条第6項で事前に賃貸借権の合意解約も行われております。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区3番につきまして12月21日に調査確認しました。ここは、新庄地区2番の続きの農地であり現在は新庄地区2番の譲受人が耕作しています。今回この農地を売買することになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして12月20日に調査確認しました。貸人が高齢のため離農するという事による賃借です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区6番につきまして12月20日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして12月22日に調査確認しました。農地法第3条で利用権が設定されており、譲受人の父の代から耕作しておりました。この農地は耕作不利地であるため、譲渡人の父から贈与してはどうかと言われたそうです。今回、賃貸借権設定を解約して所有権移転することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして12月22日に調査確認しました。新庄地区7番と同じ譲渡人譲受人の組み合わせですが、こちらは有償による所有権移転です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして12月22日に調査確認しました。譲渡人は高齢で耕作できなくなったため、譲受人に相談したところ、19年前に購入した農地を買い戻してもらうことになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区11番につきまして12月19日に調査確認しました。正式に契約したいということで今回農地法第3条申請することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区18番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区18番につきまして12月19日に調査確認しました。貸人が以前より別の方に耕作をお願いしていましたが、その方が高齢のため耕作できなくなったため、知り合いを通じて近隣の農地を耕作している借人をお願いしたということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区19番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区19番につきまして12月19日に調査確認しました。こちらは農地法第18条第6項関連であり、今回は借人が引き受けるということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区22番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区22番につきまして12月16日に調査確認しました。こちらは第30回総会で報告された農地法第18条第6項関連の案件です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区24番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区24番につきまして12月18日に調査確認しました。農地法第18条第6項関連となります。県外にお住いの譲渡人が夫から相続した農地について、財産整理を目的に地元の農業者に贈与する事案です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区4番につきまして12月19日に調査確認しました。この農地は、借人は法人であり役員が個人で営農している際に耕作していましたが、改めて賃貸借権を設定するこ

とになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区6番につきまして12月19日に調査確認しました。貸人が高齢で耕作ができなくなってしまい、借人が耕作することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区7番につきまして12月20日に調査確認しました。以前より借人が個人で耕作していましたが、借人が代表を務める法人として新たに借り替えるということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区10番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区10番につきまして12月20日に調査確認しました。作付け規模拡大中の近隣の農業者が該当地を借りて耕作することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区19番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区19番につきまして12月6日に調査確認しました。貸人は非農家であるため、適当な耕作者を探していました。今回、借人が耕作することとなり契約に至ったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区20番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区20番につきまして12月20日に調査確認しました。以前より借人が個人で耕作していましたが、借人が代表を務める法人として新たに借り替えるということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区4番につきまして12月21日に調査確認しました。前借人が耕作することができなくなったため、近隣で耕作している借人に貸すこととなりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区5番につきまして12月21日に調査確認しました。該当地は譲受人の農地に食い込んでおり、譲受人が30年以上管理していましたので、この度贈与となりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区6番につきまして12月21日に調査確認しました。再設定案件であり問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区9番につきまして12月21日に調査確認しました。貸人の体調不良や農機具の更新時期もあり、借人をお願いしたそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区10番につきまして12月21日に調査確認しました。貸人と借人は夫婦関係であり、借人が耕作するという事です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区29番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区29番につきまして12月20日に調査確認しました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区17番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区17番につきまして貸人には12月21日、借人には12月17日に調査確認しました。以前別の方に耕作してもらっていたが、来作以降耕作できなくなったということで、新たな耕作者を探していました。隣接の農地を耕作している借人が引き受けてくれるということで今回の契約に至りました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区18番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区18番につきまして貸人には12月19日、借人には12月21日に調査確認しました。以前別の方に耕作してもらっていたが、来作以降耕作できなくなったということで、新たな耕作者を探していました。借人と共通の知り合いを通して借人が引き受けてくれることになり、今回の契約に至りました。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

ただいまの調査報告以外の案件について、補足説明の必要な案件があれば挙手願います。

無いようですので、これより質疑に入ります。

ただいまの調査報告を含め、議案第113号全案件に対して、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第113号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第113号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

(指村貞芳委員・森良一委員・奥山久委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第114号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第114号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、萩野地区1件ございます。

内容は、工期延長を行う事業変更申請でございます。この案件は令和5年9月総会で上程され、令和5年10月で許可を受けております。転用許可後、経済産業省での許可が遅れたことに加えて、昨年の豪雨災害で重機や人員が不足した影響により、工期の延長を行う事業変更申請です。当初は令和5年10月26日～令和5年11月30日で1か月間の工期となっておりますが、転用許可を受ける農地のみの工期を1か月としていたようでした。事業計画全体では3年間の工期となるため、この度工期を4年間延長するものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

議案第114号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、萩野地区1番につきまして、12月19日に調査確認しました。事務局の説明通り、豪雨災害により全体

工事の工期が遅れており、関係する農地は全て鉄板が敷かれており、通路として利用されてきました。トラブルが無いように工事を進めてくださいと伝えました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第114号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第114号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案115号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第115号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、新庄地区2件、萩野地区1件、計3件意見照会がございました。権利設定の内訳としましては、賃貸借権新規が2件、賃貸借権再設定が1件ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第115号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第115号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当として回答することに決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第116号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第116号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）、八向地区6件意見照会がありました。8月総会で意見照会のありました権利設定に関連して、農地中間管理事業による基盤整備を行うため、担い手に集約するための移転でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第116号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第116号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について（賃借権移転）は、これを適当として回答することに決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第117号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）を上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第117号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）、萩野地区1件ございます。10月のあっせん会議で選定された所有権移転でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第117号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第117号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）は、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第7、議案第118号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）を上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第118号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）、萩野地区1件ございます。10月のあっせん会議で選定された所有権移転でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第118号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第118号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）は、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、萩野地区4件、八向地区1件、計5件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第9、報告第86号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第86号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区5件、稲舟地区1件、計6件ございます。

新庄地区1番、2番、3番、5番に関しては農地法第3条関連の案件です。新庄地区4番、稲舟地区1番については、現在受け手が決まっておりません。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第86号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第86号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第10、報告第87号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第87号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲舟地区1件ございます。稲舟地区1番について、11月6日に下山班長、伊藤委員、事務局で調査いたしました。転用の時期及び内容は議案書にも記載させていただいておりますが、当該地は平成17年11月18日付指令最総農振第108号にて転用許可済みとなっております。許可内容は駐車場でしたが、法務局にて地目変更をする際、宅地で申請されたため本照会を行う必要が生じたとのことです。県より原状回復命令はなく、法務局には非農地として回答いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。ただいまの報告第87号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第87号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年12月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 森 良一

議事録署名委員 佐藤 喜代志